

議案第 3 号

君津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

君津市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

行政手続法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 70 号）の公布に伴い、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定の趣旨にのっとり必要な措置を講じるため、君津市行政手続条例（平成 8 年君津市条例第 22 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市行政手続条例の一部を改正する条例

君津市行政手続条例（平成 8 年君津市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 4 条」を「第 3 5 条」に、「第 5 章 届出（第 3 5 条）」を  
「第 5 章 処分等の求め（第 3 6 条）」に改める。  
第 6 章 届出（第 3 7 条）」

第 2 条第 3 号中「及び第 4 条」を「、第 4 条及び第 3 6 条」に改め、同条第 5 号中「名  
あて人」を「名宛人」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 4 章」を「第 5 章」に改め、同項第 6 号中「名あて人」を「名宛人」  
に改め、同項第 7 号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第 4 条、第 1 3 条第 1 項及び第 2 項第 5 号、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1  
項及び第 3 項、第 2 2 条第 3 項並びに第 2 8 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 3 3 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を  
同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又  
は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、  
次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 3 5 条を第 3 7 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 処分等の求め

（処分等の求め）

第 3 6 条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のため  
にされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているも  
のに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又  
は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は  
行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は行政指導の根拠となる法律又は条例の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(君津市税条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(1) 君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号）第12条第2項

(2) 君津市都市計画税条例（昭和46年君津市条例第3号）第7条第2項

(3) 君津市国民健康保険税条例（昭和46年君津市条例第72号）第27条第2項